懇談会は「コミュニティが人手不足です!みんなで地域 を支えよう! | をテーマに、人手不足(コミュニティ加入率 の低下)を引き起こす理由や、改善案などを考えました。



参加者はグループに分かれて意見交換

意見交換は大盛り上がりで、たくさんの意見や 提案があがりました。話し合ったお題について、 いただいた意見の一部を紹介します。

> 話し合ったお題は この3つ!

> > 見

1加入率の低下を 引き起こす理由ってなんだろう?

意

- そもそもコミュニティが何なのかわか らない
- ●仕事が忙しく、コミュニティの活動に 参加する時間がない
- 役員になると大変なイメージがある

②こんな地区なら 「参加したい!」と思われる地区って?

意

- ●加入するメリットを示すとよい
- ●役員の仕事の負担を軽くしたり、役員 をやるメリットがあったりするとよい
- ●若者を受け入れ、若者が活躍できるコ ミュニティ



コミュニティが人手不足です! みんなで地域を支えよう!

1月28日(土)、イオンモール東浦2 階イオンホールで行った住民懇談会に は、55名の方が参加してくださいまし た。参加してくださった皆さん、あり がとうございました!

●問い合わせ 住民自治課 内線287



③加入率の低下の改善につなげるために 「住民の皆さん」にできることは? 「コミュニティ」や「町」に期待することは?

- ●日々のあいさつやコミュニケーションを大 事にする(住民の皆さん)
- PR が大事なので、地区のパンフレットを作 成して地域の魅力を伝える(コミュニティ)
- ●若い人や子ども向けのイベントを行い、地区 に愛着をもてるようにする(コミュニティ)
- コミュニティに加入するメリットを住民全 体に知らせる(コミュニティ、町)
- ●転入者には転入手続きの際にコミュニティ に関する説明をして、コミュニティが何なの かを知ってもらう(町)

皆さんに出していただいたアイデアは、町職員、地区役員、住民の皆 さんと共有し、今後のまちづくりの参考として活用していきます。

町ホームページでは、懇談会の詳細とともに参加者の方にお答えいた だいたアンケートの集計結果を掲載しています!



東浦町をもっと明るく住みよいまちにするために

皆さんの声、 ご提言ください!

「町長への手紙」を通じて、貴重な提言・意見をいただき、 ありがとうございました。

いただいた提言の一部とその回答を紹介します。なお、 提言の内容は要約して掲載しています。

高齢の両親がいますが、自宅近 くにバス停がありません。運転 免許を返納すると、とても不便 になります。他の地域では、運転免許を自 主返納した方を対象に、タクシー利用など が補助されるそうですが、東浦町でも助成 制度はありますか。

町では、高齢者運転免許自主返納支 援事業を行っています。内容は、65 歳以上で運転免許を自主返納された方を対 象に、町運行バス「う・ら・ら」の利用券や、 タクシーや電車などでお使いいただける公 共交通利用券をお渡ししています。申請方 法や制度の詳細は、町ホーム 回場 回 ページをご確認ください。



自宅近くの道路が本道の抜け道として利用され ています。安全確保のため、カーブミラーの設 置を要望することはできますか。

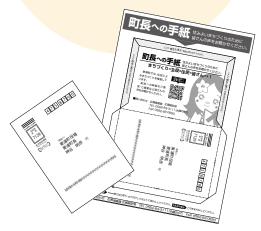
カーブミラーは、周囲の建物などにより死角が生 じる場所や、見通しの悪い交差点などにおいて、車 両が目視確認することが困難な場合に設置するものです。 また、安全確認は運転者自身の目視が基本であるため、 カーブミラーの役割はあくまでも補助的な位置づけとさ れています。しかし、見通しが悪く目視による確認が困難 な場合には、設置を検討しますのでご相談ください。

なお、町に意見を寄せていただくアプリとして「フィッ クスマイストリート」があります。アプリでは①防犯灯・ カーブミラー②ごみステーション③動物死体処理④道路 ⑤水路⑥公園の6つの内容に関する投稿を受付 けています。



あなたの声を お寄せください

東浦町をもっと明るく住み よい町にするためにあなた の声をお寄せください。



●「町長への手紙」設置施設

役場、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)、中央図書館、 文化センター、各地区コミュニティセンター、メディアス体育館 ひがしうら、町福祉センター、北部・西部ふれあいセンター、勤 労福祉会館、総合子育て支援センター(うららん)、各保育園、各 児童館、このはな館(於大公園内)、郷土資料館(うのはな館)、保 健センター

●提言箱設置施設

役場、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)

●町長への手紙

町ホームページ「町長への手紙」のフォームから送信→

- ●FAX・郵送 國82-0890 國〒470-2192(住所不要)住民自治課
- ●問い合わせ 住民自治課 内線287



回答が必要な場合は、住所・氏名・電話番号を 必ず記入してください。